

## 綾瀬市福祉有償運送事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一人で公共交通機関を利用することが困難な身体障害者及び要介護者等の外出機会を提供するための福祉有償運送事業に補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において福祉有償運送事業者（以下「事業者」という。）とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行う事業者で、運送の区域及び事務所の位置を市内として同法第79条の3に規定する登録を受けた特定非営利活動法人とする。

### (補助対象及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業者が行う福祉有償運送事業の用に供するリース車両又は事業者が所有する車両に係る次の経費とする。

- (1) 車両リース料
- (2) 駐車場使用料
- (3) 車両保険料
- (4) 車両整備費
- (5) 車両購入費
- (6) 車両改造費
- (7) 車両修理費

2 補助額は、当該年度に支払う補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申

請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象経費が発生する月の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 自家用有償旅客運送者登録証の写し
- (4) 交付を受けようとする補助対象経費の支出（予定）額が確認できる書類（契約書の写し又はそれに代わる書類）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容その他必要な事項を審査し、補助金の交付の可否を決定し、綾瀬市福祉有償運送事業補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第6条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して14日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第7条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容その他必要な事項を審査し、適当と認めるときは、事業の変更、中止又は廃止の承認を決定し、綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認（交付決定）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 第5条の規定による交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出を受けた日から起算して30日以内に概算払いにより補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の規定に基づく実績報告は、同項に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等支出の事実が確認できる書類
- (4) 補助対象車両の写真（第3条第1項第6号及び第7号の経費が補助額に含まれる場合は、車両の改造又は修理の実施前後の写真）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第12条第1項の市長が定める期日は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金を交付した年度の翌年度の4月30日のうち、いずれか早い日とする。  
(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、確定した補助金額（以下「確定額」という。）を綾瀬市福祉有償運送事業補助金額確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前条の規定による実績報告の補助金額が既に交付された補助金の額（以下「既交付額」という。）を超えるときの確定額は、既交付額とする。  
(補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、綾瀬市福祉有償運送事業補助金返還通知書（第5号様式）により通知し、補助金を返還させるものとする。

- (1) 規則第14条の規定に該当したとき
- (2) 確定額が既交付額を下回ったとき

2 補助金の返還期限は、返還決定の日から起算して30日以内又は補助金を交付した年度の翌年度の5月31日のうち、いずれか早い日とする。  
(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日に申請のあった 年度綾瀬市福祉有償運送事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付で交付決定を受けた 年度綾瀬市福祉有償運送事業補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

補助金額の変更の場合は、以下も記入

既交付決定額 円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第3号様式（第7条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認（交付決定）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のあった 年度綾瀬市福祉有償運送事業補助金に係る事業等の変更（中止・廃止）について、次のとおり承認（決定）したので通知します。

1 変更（中止・廃止）の内容

項目	変更前	変更後

2 補助金額

(1) 交付決定額 円  
    〔 内訳 既交付決定額 円  
        今回変更（増減）額 円 〕

(2) 補助条件

3 変更（中止・廃止）の理由

第4号様式（第10条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで報告のあった綾瀬市福祉有償運送事業補助金  
年度補助事業等実績報告書に基づき、本事業に係る補助金の額について次のとおり確  
定しましたので通知します。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 既交付額（A）       | 円 |
| 2 補助対象経費（実績報告額） | 円 |
| 3 確定額（B）        | 円 |
| 4 精算額（返還額）（A－B） | 円 |

第5号様式（第11条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金返還通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで交付決定した綾瀬市福祉有償運送事業補助金について、綾瀬市福祉有償運送事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還してください。

1 返還金額

円

2 返還理由